

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本刑総第271号
平成25年3月22日
宮城県警察本部長

宮城県警察情報分析支援室運営要綱の制定について（通達）
宮城県警察情報分析支援室運営要綱を別添のとおり制定したので通達する。
なお、制定の趣旨等は、下記のとおりであるので、運用上遺漏のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

科学技術の発達や情報化社会の進展等に伴う犯罪の高度化・複雑化といった状況に的確に対応し、犯罪捜査において客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、宮城県警察情報分析支援室運営要綱を制定したものである。

2 施行期日

平成25年4月1日

別添

宮城県警察情報分析支援室運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により設置された宮城県警察情報分析支援室（以下「情報分析支援室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 管理

情報分析支援室は、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）が管理する。

3 構成

情報分析支援室は、刑事総務課の刑事指導官、課長補佐、犯罪統計係、システム係及び分析・支援係で構成する。

4 事務

情報分析支援室における事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪統計に関すること。
- (2) 情報分析支援システムの運用・管理に関すること。
- (3) 情報分析支援に関すること。

5 支援活動

刑事総務課長は、次に掲げる場合には、犯罪捜査に関する情報分析支援活動を行うものとする。

- (1) 警察本部事件主管部課長又は警察署長から捜査支援の要請があったとき。
- (2) 刑事総務課長が捜査支援の必要性を認めたとき。

6 関係所属との連携

情報分析支援室は、平素から犯罪発生及び捜査状況を把握し、警察本部事件主管課及び警察署との連携に努めなければならない。